

## 『後見支援預金』特別約定

佐賀信用金庫

2020年4月現在

### 1. (後見支援預金)

後見支援預金は、「普通預金規定」(以下、「規定」といいます。)に定めるところに加えて、以下の特別約定(以下、「特約」といいます。)に定めるところにより取扱います。

### 2. (利用対象者)

- (1) この預金は、預金者の成年後見人および未成年後見人(以下、「後見人」といいます。)に対し、家庭裁判所が指示書を発行する場合に限り、利用できるものとします。
- (2) この預金に関する一切の法律行為は、当金庫所定の届出を行った預金者の後見人が行うことができるものとします。
- (3) この預金の利用を開始する場合は、当金庫所定の手数料を当金庫に支払うとともに、指示書に記載された預入金を申込口座に入金するものとします。
- (4) 前項の支払または入金がない場合は、当金庫は、この預金の申込みを承諾しないことがあります。  
この場合、当金庫が既に受け取っている手数料または預入金は、後見人への支払または預金者が当金庫に保有する他の預金口座への入金の方法等により返金するものとします。
- (5) 後見人は、預金者のため必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。
- (6) 後見人は、預金者のためにこの預金を利用するにあたり、家庭裁判所の指示・監督に適切に従うものとします。

### 3. (取引方法に係る特約)

- (1) この預金は、後見人が口座開設店に指示書を添付のうえ、当金庫所定の手続きを行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとします。
  - ① この預金口座への預入れ
  - ② この預金口座からの払戻し
  - ③ この預金口座からの定期送金の設定および変更
- (2) 前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期間の経過その他の合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。
- (3) 本条第1項第1号または第2号の規定に基づき、この預金口座への預入れおよび払戻しを行う場合は、預金者が当金庫に保有する他の預金口座からの振替の方法により取扱います。
- (4) 本条第1項第3号の規定に基づき、この預金口座からの定期送金の設定を行う場合は、自動振込サービスにて取扱います。  
この場合、当金庫の自動振込サービス規定が適用され、この預金から、当金庫所定の申込書により振替先としてご指定いただいたこの預金と同一名義の預金口座へ指定日に一定の金額を口座振替します。
- (5) 本条第1項第3号の規定に基づき、この預金口座からの定期送金の設定を行う場合は、当金庫所定の手数料をこの預金口座より支払うものとします。

(6) この預金は、毎月1日（当金庫が休業日の場合は翌営業日）に当金庫所定の口座管理手数料をこの預金口座より支払うものとします。

#### 4.（届出事項に変更等があった場合の取扱い）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当金庫にただちに連絡のうえ、当金庫所定の手続きを行うものとします。

この手続きが遅れたために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- ① 通帳または届出の印章の喪失〔後见人〕
- ② 預金者の住所、その他の届出事項の変更〔後见人〕
- ③ 後見人の選任および資格喪失〔後见人〕
- ④ 後見人の印章、住所その他の届出事項の変更〔後见人〕
- ⑤ 預金者の死亡の事実〔後见人または預金者の相続人〕
- ⑥ 預金者の後見開始取消審判の確定〔預金者または後见人〕
- ⑦ 預金者が未成年被後见人であった場合、成年となった等、法定後見の適用外となった事実〔預金者または親権者〕

#### 5.（お取引の制限）

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

- ① キャッシュカードの発行
- ② ATMを利用した預入れおよび払戻し
- ③ インターネットバンキング等ウェブサービスの利用
- ④ この預金口座への振込金の受入れ
- ⑤ この預金口座からの各種料金等の自動支払い
- ⑥ 定期性総合口座取引

#### 6.（解約）

(1) 本預金を解約する場合は、指示書を持参のうえ、当金庫に申出てください。

ただし、次の各号に該当する場合には、指示書を提出する必要はありません。

- ① 預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
- ② この預金口座の残高が第3条第1項第3号に定める1回の定期送金の金額に満たなくなったとき

(2) 次の各号に該当する場合には、当金庫は本預金を解約できるものとします。

なお、本項による解約を行った場合、解約事由とともに家庭裁判所に報告させていただくことがあります。

- ① 預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
- ② この預金口座の残高が第3条第1項第3号に定める1回の定期送金の金額に満たなくなったとき
- ③ 普通預金規定に基づいて預金の解約を行うとき
- ④ 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当金庫がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

(3) 本預金が前2項の規定により終了する場合において、未払いの手数料があるときは、当金庫は通帳および払戻請求書によらずにこの預金または預金者が当金庫に保有する他の預金口座から払戻しのうえ、未払い手数料の支払いに充てることのできるものとします。

**7. (適用条項)**

この規定に定めのない事項は、当金庫の普通預金規定および自動振込サービス規定が適用されるものとします。

この規定と当金庫の普通預金規定および自動振込サービス規定が抵触する場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

**8. (規定の変更)**

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上